

鈴鹿市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月15日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第22号

鈴鹿市行政組織規則の一部を改正する規則

鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																		
（出先機関の職） 第19条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に定める職を置く。ただし、幼稚園にあつては、教頭を置かないことができる。 <table><tr><th>区分</th><th>職</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>児童館</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に定める職を置くことができる。 <table><tr><th>区分</th><th>職</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>児童館</td><td>略</td></tr></table>	区分	職	略	略	児童館	略	略	略	区分	職	略	略	児童館	略	（出先機関の職） 第19条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に定める職を置く。ただし、幼稚園にあつては、教頭を置かないことができる。 <table><tr><th>区分</th><th>職</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>児童館</td><td>略</td></tr><tr><td>市民会館</td><td><u>館長</u></td></tr><tr><td>文化会館</td><td><u>館長</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table> 2 前項に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に定める職を置くことができる。 <table><tr><th>区分</th><th>職</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>児童館</td><td>略</td></tr><tr><td>市民会館</td><td><u>副主幹、主査、副主査</u></td></tr></table>	区分	職	略	略	児童館	略	市民会館	<u>館長</u>	文化会館	<u>館長</u>	略	略	区分	職	略	略	児童館	略	市民会館	<u>副主幹、主査、副主査</u>
区分	職																																		
略	略																																		
児童館	略																																		
略	略																																		
区分	職																																		
略	略																																		
児童館	略																																		
区分	職																																		
略	略																																		
児童館	略																																		
市民会館	<u>館長</u>																																		
文化会館	<u>館長</u>																																		
略	略																																		
区分	職																																		
略	略																																		
児童館	略																																		
市民会館	<u>副主幹、主査、副主査</u>																																		

		<u>文化会館</u>	<u>副主幹、主査、副主査</u>
略	略	略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。